

見本

①応募申込書（様式1）

2023 年 4 月 7 日

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 様

事業者(法人)名 : 社会福祉法人フクシロウ会

代表者名 : 理事長 人材 太郎

令和5年度介護職員就業促進事業受託事業者公募に係る応募申

押印は不要

当法人は、令和5年度介護職員就業促進事業について、受託事業者公募要領の内容を確認し、同意の上、別添の応募書類を添えて応募します。

【事業者】

項目	内容	項目説明
事業者(法人)名	カタカナ 漢字	シャカイフクシロウ会 社会福祉法人フクシロウ会

「項目説明」の注意書きに沿って入力
(全角、半角、カタカナなど)

【担当責任者登録】

※人材センターからの事務的な問い合わせ(資料作成や内容)

項目	内容	項目説明
担当責任者所属施設所在地	郵便番号	102 - 0072 半角数字
	都道府県	東京都 選択
	市区町村	千代田区 選択または直接入力
	町名	飯田橋
	丁目・番地	0-0-0 半角数字、ハイフン区切り
	建物名など	△△△
担当責任者氏名	カタカナ	ジンザイ タロウ 全角カタカナ
	氏名	人材 太郎
副担当者氏名	カタカナ	ジンザイ ジロウ 全角カタカナ
	氏名	人材 次郎
電話番号	03-5211-0000	半角数字、ハイフン区切り
法人番号		数字、ハイフン区切り
代表者印		数字記号

「免税」「課税」のいずれか一方、当てはまる方を選択

※法人税ではなく、消費税です。不明な場合は国税庁にお問合せください。

【法人情報登録】

項目	内容	項目説明
免税事業者と課税事業者どちらに該当するか ※「消費税」について	選択	該当する選択肢をプルダウンリストから選択してください。 ※いずれに該当するかによって、本事業における経費の積算方法が異なります。

選択
免税
課税

【応募書類】

様式	内容
様式2 応募誓約書	応募資格に係る誓約及び事業内容同意確認書(チェックシート)
様式3-1 事業計画書① (育成・定着計画書)	職員の育成及び定着に向けた取り組みの計画
様式3-2 事業計画書② (採用予定事業所一覧)	本事業対象者を採用する予定の施設・事業所一覧

応募者 法人名

社会福祉法人フクシロウ会

■本法人は、応募日において公募要領に定める以下の応募資格を満たしている事業者である。

✓

- (1)表1に定める介護サービスを提供する施設等であって令和5年4月1日時点で開設後1年以上を経過している施設等を、少なくとも1つ以上保有していること。
- (2)東京都内に表1に定める介護施設等の事業を継続する見込みがあること。
- (3)総勘定元帳及び現金出納簿を、令和5年4月1日現在、3年以上保存していること。
- (4)労働者名簿、出勤簿及び賃金支払明細簿を、令和5年4月1日現在、3年以上保存していること。
- (5)労働保険に加入していること。
- (6)令和5年4月1日から起算して過去1年間に、労働基準法等の労働関係法令、社会福祉法、老人福祉法または介護保険法に基づく罰金刑以上の刑に処されていないこと。
- (7)令和5年4月1日から起算して過去1年以内に、社会福祉法、老人福祉法または介護保険法に基づく改善等の命令または指定の取消し若しくは効力停止等の行政処分を受けていないこと。
- (8)介護保険法に基づく勧告を受けた場合にあっては、期限までに改善措置をとり、報告を行っていること。
- (9)運営する全ての介護サービスを提供する施設等が、介護保険法第115条の35の規定に基づく介護サービス情報の報告を行い、調査を受けていること(介護保険法施行規則に基づき、介護サービス情報の報告及び調査の対象とならない施設等を除く)。
- (10)暴力団、暴力団員が役員となっている団体又は暴力団と密接な関係を有する団体のいずれにも該当しないこと。

確認したら各項目にチェック(プルダウンで選択)

※委託料支払いにかかる重要事項があるため、必ずお読みください。

■本事業への応募にあたり、令和5年度の「公募要領」「仕様書」「事業者Q&A」(以下「公募要領等」という。)の内容を確認し、下記事項についてすべてを理解している。また、受託後は公募要領等及び下記事項を遵守して履行する。(以下の各項目にチェックマーク)

雇用	・本事業対象者の雇用は、受託決定通知に記載の事業開始日以降令和5年11月1日までの間に開始し、令和6年1月31日までの期間内で6か月を上限とした有期雇用契約を締結する。なお、「本事業全体で雇用確定した対象者数が実施規模(1,200人)に達した又は達することが見込まれる場合は、雇用開始日の最終期限が11月1日より前倒しになる可能性がある」ことについても理解している。	✓
	・受託決定通知があるまでは本事業対象者の求人活動をしない。また、受託決定通知に記載の事業開始日までは、本事業対象者の雇用をしない。	✓
	・様式3-2に記載した施設・事業所以外で、本事業対象者の求人活動及び雇用をしない。	✓
	・「本事業で雇用できる人数の上限は、様式3-2に記載した施設・事業所1か所につき3人までである」ということを理解している。	✓
雇用条件	・本事業対象者の就業時間は週20時間以上40時間以内となるよう雇用契約で定める。また、雇用終了時点まで就業時間上限を変更できないことを理解している。 なお、就業時間には、介護労働従事時間、研修受講時間及び研修機関と施設等との通常の移動時間を含み、賃金の支払い対象とする。	✓
	・本事業対象者に対する賃金は、処遇改善手当を除いた基本給が東京都内の最低賃金以上となるように設定する。	✓
	・労働基準法等の労働関係法令を遵守するとともに、法令の規定に従って各種社会保険に加入し、保険料を支払う。	✓

対象者・支払い対象	・「本事業対象者は、介護業務への就業を希望する、離職者、事業を廃業した自営業者、学校等を卒業した未就業者等(本事業採用時に離職者となることが決まっている就業者を含む)である」ということを理解している。	✓
	・「本事業の対象となるには、本事業対象者に『 介護労働に従事させること 』と『 勤務の一部として介護職員初任者研修等(以下の基準に則りいずれか一つ)を受講・修了させること 』の両方を満たすことが必要である」ということを理解している。	✓
	※基準 本事業対象者に有期雇用契約期間内に以下のとおり研修を修了させることが必要である。 ●無資格者⇒介護職員初任者研修 又は 生活援助従事者研修 ●有資格者(※)⇒実務者研修 (「有資格者」とは、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修1級課程、訪問介護員養成研修2級課程(訪問介護員養成研修3級課程は除く)をいう。)	
対象者・支払い対象	・「介護職員初任者研修等を 有期雇用契約期間中に修了できなかった場合は、原則、賃金を含むすべての対象経費が支払い対象外 になる」ということを理解している。	✓
	・以下の者は、本事業対象者 ではない ことを理解している。	✓
	◆本事業対象者ではない者 ・介護福祉士資格を有する者 ・実務者研修を修了した者 ・本事業の 雇用期間開始前 に、本事業の対象となる研修(介護職員初任者研修等)を 受講開始 した者 ・有期雇用契約期間終了後の退職(または同一法人内の他事業所や他職種への異動)をはじめから予定している者(継続見込みがない者) ・正規職員での雇用など、本事業に定める有期雇用契約を締結しない者 ・同一法人がすでに雇用している者(パート・アルバイト・派遣含む) ・同一法人に内定済みの者(パート・アルバイト・派遣含む) ・以前同一法人で雇用していた者(パート・アルバイト・派遣含む) ・学生 ・他法人にて就業している者(パート・アルバイト・派遣含む)、自営業者など、本事業採用時に離職していない者 ・有期雇用契約期間中に、同一法人内の複数のサービス種別・事業所での兼務をする者 ・ 有期雇用契約期間内に修了できる日程の講座を受講できない と判明している者	
	・本事業対象者の要件を理解し、対象者の雇用にあたっては、雇用条件等対象者確認書(報告様式3)を用いて対象者要件を満たすこと及び対象外とならないことを確認する。	✓
	・本事業対象者を 雇用しなかった 場合、 求人等に要した経費についても委託料が支払われない ことを理解している。	✓
事業体制	・本事業の運営については、人材センターとの連絡調整を担う担当責任者を筆頭に、法人組織として積極的に取り組む。また、担当責任者がやむを得ず連絡調整を行えない場合は、同役割を担える副担当者を置くなど、円滑な事業運営が可能な組織体制とする。	✓
	・本事業対象者の雇用開始時及び雇用終了時には、人材センターが求める書類を指定された提出期限内に提出する。 期限を遵守しない場合、委託料が支払われない可能性がある ことを理解している。	✓

表1

・介護老人福祉施設／特別養護老人ホーム	・介護老人保健施設
・介護医療院	・介護療養型医療施設
・訪問介護	・(介護予防)訪問入浴介護
・通所介護	・(介護予防)通所リハビリテーション
・(介護予防)短期入所生活介護	・(介護予防)短期入所療養介護
・(介護予防)特定施設入居者生活介護	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
・夜間対応型訪問介護	・(介護予防)認知症対応型通所介護
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護	・看護小規模多機能型居宅介護
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	・地域密着型特定施設入居者生活介護
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	・地域密着型通所介護
・養護老人ホーム	・軽費老人ホーム
・都市型軽費老人ホーム	・有料老人ホーム
・サービス付高齢者向け住宅	

令和5年度介護職員就業促進事業 事業計画書①（育成・定着計画書）

応募者 法人名 社会福祉法人フクシロウ会

本事業で新たに雇用する職員を育成し定着させるために、どのように取り組みますか。
法人及び事業所で行う取り組みの計画内容について、以下の＜ポイント＞を踏まえて記載してください。

＜計画内容＞

①指導のしかた	
②職員の意欲を促す方法	下記＜ポイント＞を参考に、 各項目について必ず記入
③不安や悩みの解消フォロー	
④資格取得のための支援	
⑤その他	

※枠内に記入しきれない場合は、枠を広げて記入いただいて構いません。

＜ポイント＞

①指導のしかた	<u>初めて介護業務に従事する無資格者や未経験者を一人前の職員として育て上げる</u> ために、どのような体制でどのようなことに注意して指導しますか。 … 指導担当者の専任制、他の職員との交流など
②職員の意欲を促す方法	慣れない業務内容や新たな職場環境で働き始める職員の立場になって、 <u>本人の「働き続けたい」という意欲を促す</u> ために、どのようなはたらきかけを行いますか。 … はたらきかけの方法、目標設定など
③不安や悩みの解消フォロー	<u>職員の不安感や悩みを解消して働き続けてもらう</u> ために、どのような体制でどのようにフォローしますか。 … 定期的な面談など
④資格取得のための支援	<u>職員が介護業務に従事しながら資格取得のための研修を修了</u> できるよう、どのような支援を行いますか。 … 勤務時間内に受講時間を確保するためのシフト調整など

令和5年度介護職員就業促進事業 事業計画書②（採用予定事業所一覧）

本データを元に人材センターHP上にて公開予定の「採用予定事業所一覧」を作成いたします。

※1 「事業所管理番号」は、1から順に採番してください。雇用確定時や実績報告時など本事業期

※2 「施設・事業所名」は、**指定を受けた正式名**で入力してください

※3 「指定事業所番号」は、指定通知書等に記載された正しい番号(13から始まる10桁の数字)を

※4 「短時間勤務の募集枠」の「短時間勤務」とは、週20時間以上30時間未満の勤務を指します。この勤務形態での募集枠がある場合は、「○」を選択してください。

※5 「資格に関する募集枠」は、無資格者及び有資格者の募集枠の有無を選択してください。本雇用期間中、**対象者が無資格者の場合は介護職員初任者研修等を、対象者が有資格者の場合は実務者研修を**、それぞれ受講することとなります。

入力不要です。

事業所数	2
対象者数(最大)	6

【雇用期間中に対象者が受講する研修】

- ・無資格者の場合→介護職員初任者研修
又は生活援助従事者研修（※）
（※）生活援助従事者研修は、近年、都内での開講実績はありません。雇用開始時点で開講講座を確認できない場合、受講する研修を生活援助従事者研修として雇用することはできません。
- ・有資格者の場合→実務者研修